

# トランポリン競技コーチ規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）の管轄するトランポリン競技におけるコーチ（以下、「コーチ」という）に関する事項について定める。

(目的)

第2条 コーチの資格を認定する制度は、次の事項を達成することを目的とする。

- (1) トランポリン競技の基礎的あるいは専門的な運動技術と指導技術を身につけたコーチを養成する。
- (2) トランポリン競技の安全な実施と普及を図るとともに、国民の健康や生涯スポーツ発展に寄与するコーチを養成する。

(コーチの任務)

第3条 コーチは、第2条に示す本制度の目的を達成するため、トランポリン競技の指導に当たる。また、本会の主催する競技会に参加するコーチとして、所属する団体を統括する。

(認定の権限)

第4条 コーチの認定の権限は次のとおりとする。

- (1) 認定および継続の審査に関わる業務は、コーチ育成委員会トランポリンコーチ育成部（以下、「トランポリンコーチ育成部」という）が行い、会長がこれを認める。
- (2) トランポリンコーチ育成部は部員若干名を選任し、これらの業務を執行する。

(認定の基準)

第5条 コーチは、次のいずれかの基準により本会が認める。

- (1) トランポリンコーチ育成部が企画するコーチの審査を行う認定講習会（以下、「認定講習会」という）を受講し、認定試験（筆記、実技）に合格し、本会登録規程における指導者の登録並びにコーチとしての資格登録を行った者。
- (2) コーチ相当の能力がトランポリンコーチ育成部に認められ、その承認を受け、本会登録規程における指導者の登録並びにコーチとしての資格登録を行った者。

(認定講習会)

第6条 認定講習会は次のとおりとする。

- (1) 認定講習会は毎年1回以上、本会が開催し、トランポリンコーチ育成部が企画、運営する。なお、認定講習会を開催する必要があることを専務理事が認めた場合、開催を中止することができる。
- (2) 認定講習会は、本会公認トランポリンコーチ教本及び公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者「公認トランポリンコーチ3（コーチ）」養成講習会専門科目（トランポリン）の内容で実施する。
- (3) 講師は、トランポリンコーチ育成部が選定し、承認を得た者が行う。

(受験資格)

第7条 コーチの受験資格は、受講年度の12月31日現在20歳以上であり、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本会トランポリン委員会公認普及指導員資格を有し、前方宙返り、後方宙返り（抱え型）以

上の種目をコーチとして指導活動をしている者

(2) トランポリンコーチ育成部が承認する、これからコーチになろうとする者

(資格の有効期間)

第 8 条 資格の有効期間は次のとおりとする。

(1) コーチ認定の有効期間は初回登録年度を含み 1 年間とする。なお、認定申請が 7 月 1 日以降 12 月 31 日までの間に行われた場合は、認定された年度の 4 月 1 日に遡って有効期間開始とする。

また、認定申請が翌 1 月 1 日以降 3 月 31 日までの間に行われた場合は、翌年度の 4 月 1 日に先延ばしして有効期間開始とする。

(2) 第 9 条および第 10 条に示す継続申請により資格を継続した場合の有効期間も前項と同じ 1 年間とする。

(資格の継続)

第 9 条 資格の継続については、次のとおりとする。

(1) 資格の継続を希望する者は、毎年、指導者としての本会会員登録をしなければならない。

(2) 資格の継続を希望する者は、有効期限内に開催される競技会や研修会に参加することが望まれる。

(資格の保留・取消)

第 10 条 資格の保留・取消の条件は、次のとおりとする。

(1) 第 9 条(1)に示す条件を満たしていない場合、本会登録規程に従って、会員資格の保留または失効とともにコーチ資格も保留または失効となる。

(2) 第 9 条(2)に示す条件は、コーチとしての資質を研鑽することを推奨するものであり、資格の保留・取消につながるものではない。

(3) トランポリンコーチ育成部が特別な事情を確認した場合、失効となったコーチ資格を再び認定することができる。

(4) トランポリンコーチ育成部がコーチとして不相当と認めた場合、資格を保留または取り消すことができる。

(申請料など)

第 11 条 認定および継続の申請に要する料金は、別表のとおりとする。

(コーチの権利)

第 12 条 コーチの権利は次のとおりとする。

(1) 本会主催のトランポリン競技会に出場する選手のコーチになる権利。

(2) 定期的に行われるトランポリンコーチ育成部主催の研修会に参加する権利。

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者「公認トランポリンコーチ 3 (体操コーチ)」資格認定のための専門科目受講の一部の科目の免除を受ける権利。

(4) 本会トランポリン普及指導員としての権利。

付則

(1) この規程に定めのない事項は、それぞれの委員会で細則として別に定める。

(2) この規程の改廃は、それぞれの委員会の審議を経て、理事会の議決によって行う。

(3) 旧社団法人日本トランポリン協会が制定していた公認トランポリン競技コーチ規程は廃止する。

平成 29 年 3 月 3 日 制定

平成 29 年 4 月 1 日 施行  
平成 31 年 3 月 9 日 改定  
平成 31 年 3 月 9 日 施行

トランポリン競技コーチ資格申請料  
申請に関する料金は、次のとおりとする。

種 類	料 金
1.認定申請料	1,000 円
2.継続申請料	1,000 円